

盛岡市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年1月29日

盛岡市監査委員	村田芳三
同	菅原和彦
同	小山田正美
同	八木橋美紀

- | | |
|--------------|--|
| 1 定期監査の結果の報告 | 令和元年11月28日付け1盛監第51号 |
| 2 対象部署及び事項 | 財政部，環境部，玉山総合事務所，会計課及び公平委員会
事務局に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

1 盛財第 122 号
令和 2 年 1 月 17 日

盛岡市監査委員 村 田 芳 三
盛岡市監査委員 菅 原 和 彦
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和元年 11 月 28 日付け 1 盛監第 51 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 財政課）

物品の購入に当たり、完結文書に見積書を保管していない事例が見られた。前回の定期監査においても同様の事例が見られ指摘したものであり、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

適正な事務の執行のため、財務規則及び文書規程について課内研修を実施し課員全員に指導徹底した。

（2）原因及び再発防止策の内容

原因は、職員の会計処理の認識不足によるものである。

今後は、担当職員においては支出伝票起票の際に見積書の有無を確認した上で確実に綴ることとし、担当係長においては決裁時に関係書類の保管について担当者に確認することとする。また、四半期を目途に定期的に関係書類の有無や記載内容等について再確認を行い、再発防止に努める。

1 盛玉産第 264 号
令和 2 年 1 月 23 日

盛岡市監査委員 村田 芳三
盛岡市監査委員 菅原 和彦
盛岡市監査委員 小山田 正美
盛岡市監査委員 八木橋 美紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和元年 11 月 28 日付け 1 盛監第 51 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

- 1 指摘事項（課名等 玉山総合事務所産業振興課 ）
 - (1) 公の施設の指定管理において、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
 - ア 利用料金の事前承認を得ていないもの
 - イ 事業報告書が提出されていないもの
 - ウ 備品の年度末の現在高が報告されていないもの
 - エ 支出に関する記載のない収支計画を受理しているもの
 - (2) 補助金の交付に当たり、補助金交付要領が定められていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- 2 措置の状況
 - (1) 措置の内容
 - ア 指摘事項(1)について
指定管理者と条例及び基本協定について確認を行ったほか、次のとおり手続き等を行った。
 - (ア) 利用料金の事前協議及び承認が必要な旨を改めて確認し、令和元年度の再指定に当たり、利用料金の承認の手続きを行った。
 - (イ) 指定管理者から平成 30 年度分の事業報告書の提出を受けた。
 - (ウ) 指定管理者から平成 30 年度末の備品の現在高の提出を受けた。

(エ) 指定管理者から支出に関する記載のある収支計画書（平成 30, 31 年度）の提出を受けた。

イ 指摘事項(2)について

盛岡市補助金交付に関する指針について（令和元年 12 月 27 日付け 1 盛財第 115 通知）に基づき、当該補助金の補助金交付要領策定に向けた事務を進めている。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項(1)について

原因は、いずれも条例及び基本協定についての認識不足によるものである。

今後は、指定に係る手順マニュアルを作成し、事務手順の進捗状況を複数の職員がチェックすることで再発防止に努めるとともに、市と指定管理者で提出書類の確認をすることにより再発防止に努める。

イ 指摘事項(2)について

原因は、担当職員の補助金交付事務の認識不足によるものである。

今後は、指針に基づき交付要領を策定し、適正な事務処理を行い、再発防止に努める。

1 盛 循 第 45 号
令和2年1月24日

盛岡市監査委員 村 田 芳 三
盛岡市監査委員 菅 原 和 彦
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和元年11月28日付け1盛監第51号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 環境部資源循環推進課）

(1) 資源集団回収推進事業補助金の交付に当たり、次の事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

ア 補助対象期間と異なる収支報告により精算しているもの

イ 補助対象経費とすることに疑義があるもの

(2) 物品の購入に当たり、見積書に次の事例が見られた。前回の定期監査においても同様の事例が見られ注意したものであり、適正な事務の執行を求める。

ア 見積年月日の記載がないもの

イ 税込額の表示がないもの

2 措置の状況

(1) 措置の内容

ア 指摘事項(1)アについて

補助事業者に対し、補助対象期間内の事業内容を報告するよう指導した。

イ 指摘事項(1)イについて

指摘があった項目は、対象経費としないこととし、補助事業者に指導した。

ウ 指摘事項(2)について

担当職員に対し、物品の購入に係る適正な会計処理について指導するとともに、支出負担行為兼支出命令に係る適正な事務処理について課内研修で再確認した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項(1)アについて

原因は、補助事業者から補助対象期間と異なる期間での収支報告の精算がされたにもかかわらず、補助事業者からの聴き取りや確認が不十分であったことによるものである。

令和元年度から、補助対象期間の収支報告とし精算させることとし、課内で補助対象期間の確認を徹底するとともに、事前に関係書類の確認を行うことにより、再発防止に努める。

イ 指摘事項(1)イについて

原因は、補助事業の対象経費の整理が不十分であったことによるものである。

令和元年度から、補助対象経費の見直しを行い、事業に直接関係のない経費については、補助対象経費としないこととし、令和2年度から補助金交付要領を改正するとともに、課内で補助対象経費についての確認を徹底するほか、事前に補助事業者と確認を行うことにより、再発防止に努める。

ウ 指摘事項(2)について

原因は、会計処理の適切な執行に対する職員の認識が不足していたことによるものである。

今後は、係内会議においても適正な会計処理について、周知徹底を繰り返し行うとともに、複数職員によるチェックを徹底し、再発防止に努める。

1 盛ク第7-3号
令和2年1月24日

盛岡市監査委員 村 田 芳 三
盛岡市監査委員 菅 原 和 彦
盛岡市監査委員 小山田 正 美
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和元年11月28日付け1盛監第51号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 環境部クリーンセンター）

業務委託契約において、承諾を得ていない者に業務の一部を請け負わせている事例が見られた。前回の定期監査においても同様の事例が見られ指摘したものであり、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

業務委託契約に当たり、委託契約約定の規定に基づき適正な事務を執行するよう、所内研修で周知徹底した。

（2）原因及び再発防止策の内容

原因は、下請負に係る点検表を口頭のみで求めていたことから、点検表が未提出であることの確認が漏れ、再委託に係る必要な手続きが行われなかったものである。

今後は、発注仕様書により点検表の提出を義務付けるとともに、点検表、下請負承諾願をもとに複数の職員が確認するための点検一覧表を作成し、再発防止に努める。